

5ー②

東南アジアの発達障害者・家族支援： 政策および実践の現状と課題

佐野竜平

法政大学 現代福祉学部 福祉コミュニティ学科 教授

【発行】

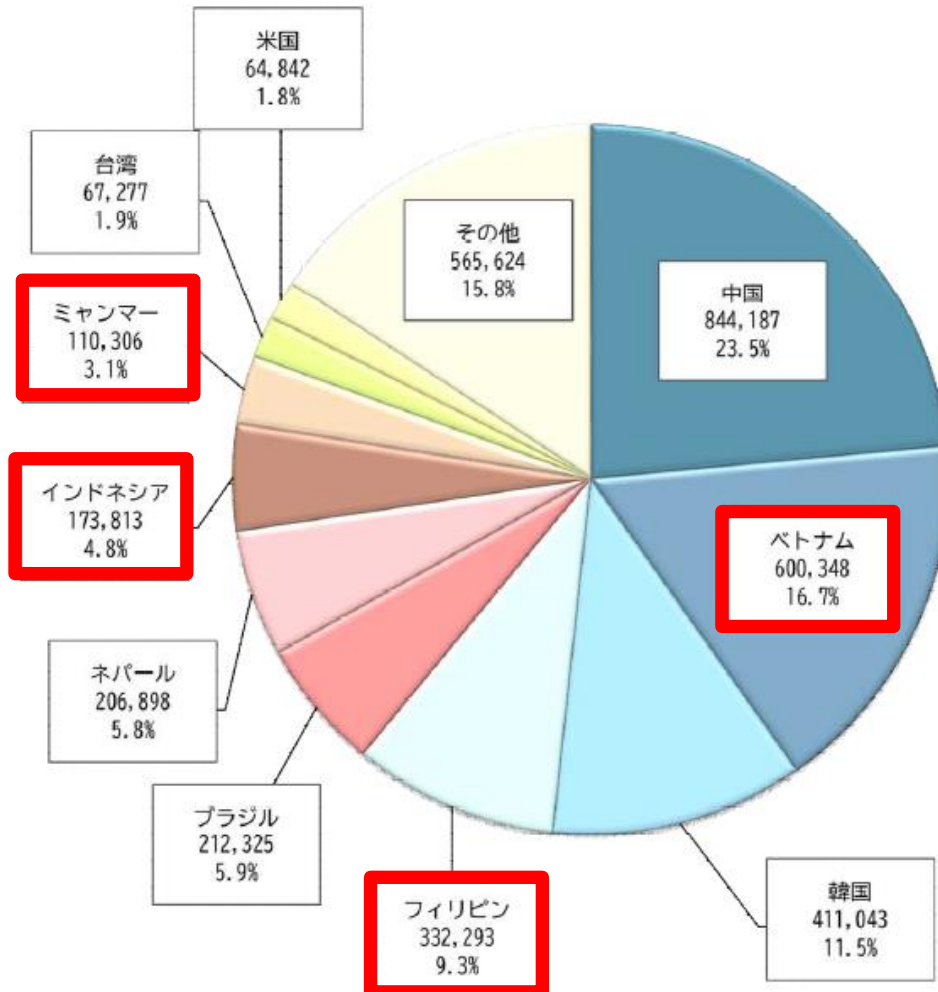
国立障害者リハビリテーションセンター 企画・情報部
発達障害情報・支援センター

東南アジアとは？



東南アジアとは（１）

国籍・地域別 在留外国人の構成比（2024年6月末）

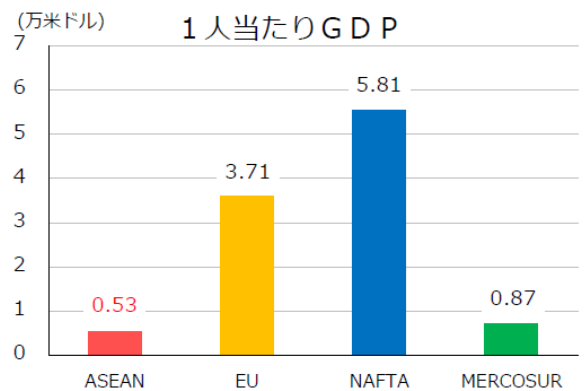
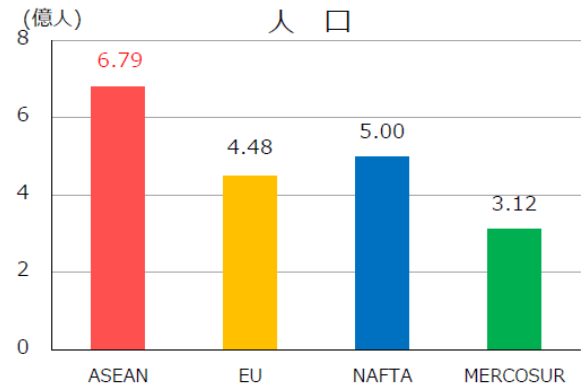
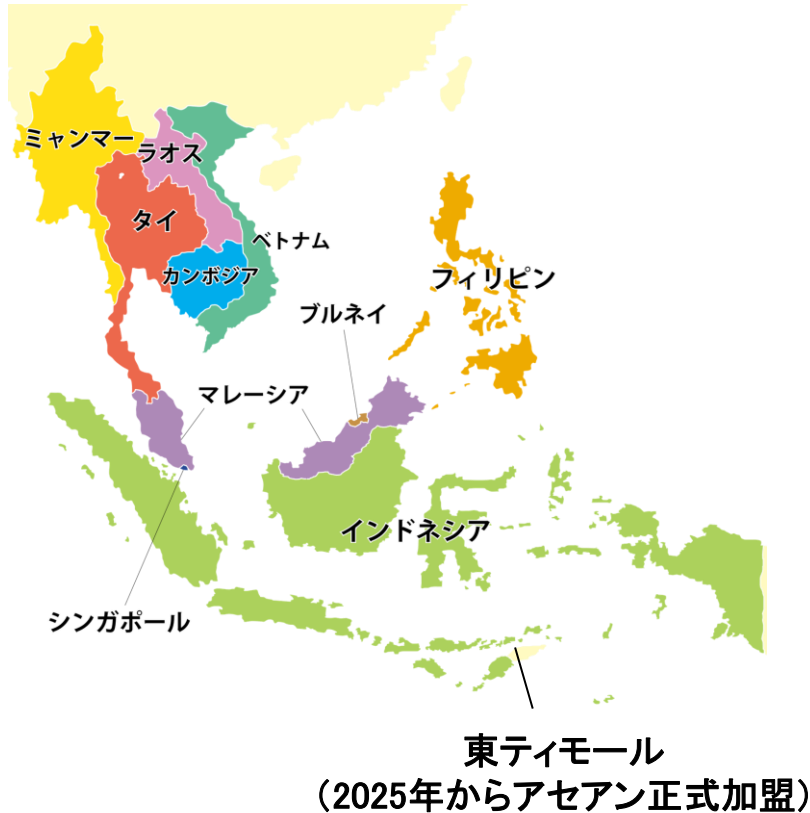


在留外国人の3分の1以上が
東南アジア出身

最近よく聞く「アセアン」？
→東南アジア地域の国々が加盟する地域共同体

東南アジアとは（２）

アセアンの現在



人口は日本の5倍以上、経済成長の余地は極めて大きい

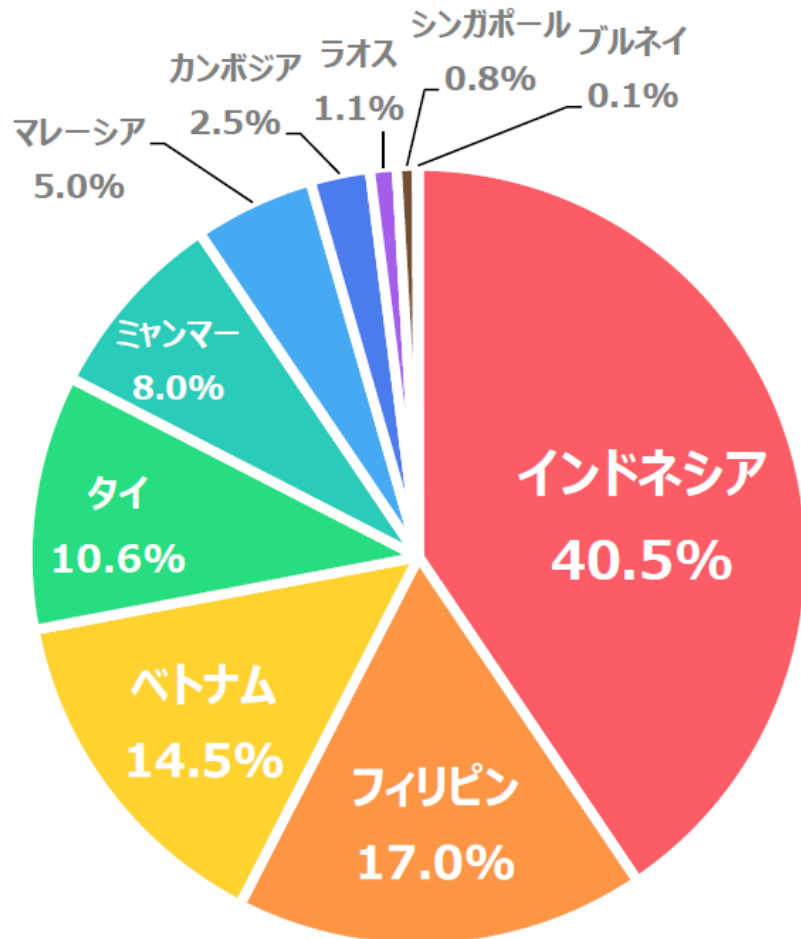
日本とは違う速さ・方法で発達障害者施策・実践が展開されている

出典：日本アセアンセンター、外務省、佐野追記

東南アジアとは（３）

人口比で７割以上を占めるのがインドネシア、フィリピン、ベトナム

ASEAN全体の人口に占める各国の割合



- | | |
|------------|----------|
| (1) 中国 | 844,187人 |
| (2) ベトナム | 600,348人 |
| (3) 韓国 | 411,043人 |
| (4) フィリピン | 332,293人 |
| (5) ブラジル | 212,325人 |
| (6) ネパール | 206,898人 |
| (7) インドネシア | 173,813人 |
| (8) ミャンマー | 110,306人 |
| (9) 台湾 | 67,277人 |
| (10) 米国 | 64,842人 |

出典：外務省、出入国在留管理庁

東南アジアとは（４）

今回は東南アジア出身の在日外国人トップ3、
ベトナム、フィリピン、インドネシアに焦点



障害観：

- ・治療や矯正（医学モデル）または慈善の対象としがち
- ・偏見・差別が根強く、障害を持つことは恥、運命や報い

発達障害の周知度：

- ・都市部と農村部での格差が大きい
- ・専門機関にもギャップ、地方では放置される場合も

育児文化：

- ・家族中心、公的支援よりもまず家族
- ・しばしば教育やしつけに厳格



ベトナムの発達障害者政策・実践？





ベトナムの発達障害者政策・実践（１）

ベトナムにとって2025年とは？



建国から80周年、ベトナム戦争終結から50周年

- ・ 現実には国土の6分の1に不発弾が残っている
- ・ 障害の原因とされる枯葉剤の影響による健康被害は4世代後にまで及ぶ
- ・ 都市部と農村部の経済格差も依然として深刻
 - 都市部の平均月収は約3万8,000円（政府統計）
 - 農村部の平均月収は約2万4,700円（政府統計）

障害主管省の解体

- ・ 労働・傷病兵・社会問題省（MOLISA）が解体
 - ベトナム史上初の基幹法である2010年障害者法の制定に中心的な役割を果たした省
 - 2025年3月1日付けで内務省・保健省・教育訓練省に機能移管
- ・ 今後は保健省が主管（とはいえ、MOLISAの担当部局がそのまま担当へ）

ベトナム史上初、障害者権利条約の総括所見

- ・ 2015年2月5日、障害者権利条約を批准
- ・ 2025年3月、障害者権利委員会による初の総括所見（A4サイズ20頁超）
 - ベトナムの障害者政策・実践を国際的な基準に照らして評価



ベトナムの発達障害者政策・実践（２）

総括所見のポイント

	主な勧告事項
第1～4条 一般原則と義務	(a)医学モデルの要素を排除し、障害の人権モデルとの完全な整合性を確保する。 (b)障害のある人の権利を保障する包括的な法律を制定し、その実施のための包括的な戦略を策定する。 (d)知的/精神障害者、特に自閉症のある人、先住民族の障害のある人、障害児を含む障害のある人が、その代表組織とともに、すべての障害関連の法律および政策の策定、実施、監視において、積極的に関与する公式かつ制度化された仕組みを確立する。
第5条 平等及び無差別	(c)差別を撤廃し、知的/精神障害者、特に自閉症のある人、障害のある先住民族、戦後に障害を持った人のエンパワーメントを進める行動を明示しつつ法律を修正する。
第10条 生命に対する権利	知的障害者、精神障害者及び自閉症のある人に対する死刑を廃止し、国際法の下で確立された制限に従って、障害のある人に関する死刑の賦課及び執行を直ちに停止する。
第12条 法律の前にひとしく認められる権利	(c)精神障害、知的障害、自閉症のある人の後見制度を廃止し、本人の意思決定を支援する仕組みを確立するために法律を改正する。
第14条 身体的自由及び安全	(b)障害のある人、特に知的/精神障害者、自閉症のある人が、適正な手続きなしに強制的に自宅や刑務所に監禁されないことを保証するため、国の基準、政策、慣行を見直すこと。

出典：ベトナム初回審査の総括所見から抜粋（翻訳は岡本・佐野）



ベトナムの発達障害者政策・実践（３）

ベトナムにおける発達障害者政策

2010年障害者法に記述された障害分類が軸

- ・視覚、聴覚、肢体不自由、知的、精神、その他
- ・ただし、同法制定についても長い年月をかけた経過がある

つまり、発達障害は「その他」

- 具体的な統計データがない
- 発達障害（自閉スペクトラム症、ADHD、学習障害等）政策を推し進める基盤がない

2025年段階で障害者法改正の動きあり

- 障害者法の改正について意見交換が進んでいたが、省庁解体・再編で足止め
- 改正法素案の中に「自閉症」の記述あり ※今後削除される可能性あり
- 日本の発達障害者支援法の翻訳があれば参考にしたいという意向表明あり



ベトナムの発達障害者政策・実践（４）

ベトナム自閉症ネットワーク（VAN）



2013年、
政府と連携してネットワーク(VAN)立ち上げ



2023年、
VAN10周年記念イベント

出典：ベトナム自閉症ネットワーク（VAN）

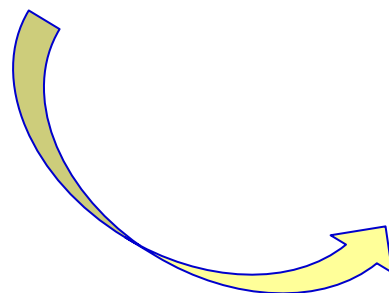


ベトナムの発達障害者政策・実践（5）

ベトナム自閉症啓発デー（VAAD）



1st VAAD in 2017
（第1回ベトナム自閉症啓発デー）



コロナ禍で一時的に中断したものの、
自閉症啓発デーイベントを持ち回りで実施



8th VAAD in 2025
（第8回ベトナム自閉症啓発デー）

出典：ベトナム自閉症ネットワーク（VAN）



ベトナムの発達障害者政策・実践（6）

自閉症に関する実践上の課題

質問	回答
ベトナム自閉症ネットワークが持つ、ネットワークとしての課題は？	1975年の戦争終結後に生まれた比較的若い親世代は、SNSなどを通じて個人で情報を収集する能力が高い。その一方で、ネットワークとして多様な背景を持つ他者との関わりを避ける傾向にある人もいる。全国規模のネットワークでありながら、中心メンバーが比較的若いうちから長く活動し続けていることも、この傾向の一因と考えられる。ベトナムの将来を担う世代がネットワークに加わるよう、これまで以上に創意工夫が求められている。
すでにベトナムでは自閉症のある人に対応するセンターが100カ所以上あると聞いているが？	第27条の懸念事項が指摘するように、適切な職業訓練を受けている障害者の数は依然として少ない。この背景には、教育から労働・雇用へと移行するライフステージの変化への対応が不十分なことがある。確かに、早期介入や早期療育の場は少しずつ充実しているものの、働く場の整備や地域社会での居住環境は十分とは言えない状況である。例えば、開かれた労働市場での就労が難しい当事者や、生産労働に適した能力や技術を持たない自閉症のある成人に対しては、職業訓練を提供し、簡易作業や役割分担を通じて就労を目指す方法を拡充したい。ベトナム政府からの福祉予算は限られているが、先進国などで実践されているシェルタードワークショップは参考にしたい。
経済発展著しいベトナムでの高齢化対応と障害者政策の関係は？	戦後50年を迎える現在、ベトナムでは今から10年後の2030年代半ばから2040年にかけて、高齢化が一気に進むと言われている。日本と異なり、親の高齢化や親亡き後の対応は、事実上まだ未着手と言わざるを得ない。グループホームなど地域社会で自立した生活を段階的に進める政策が必要だが、現時点では当事者家族の手による手作りのグループホーム的な取り組みが散見されるに留まっている。第19条の勧告の意図は理解できるものの、具体的な政策にはまだなっていないのが現状である。



ベトナムの発達障害者政策・実践（7）

その他の発達障害

ADHD

- 具体的な統計データがない
- 発達障害（自閉スペクトラム症、ADHD、学習障害等）政策を推し進める基盤がない
- 当事者・家族によるインフォーマルのグループはあるが、組織化はされていない
（備考：ベトナムにおける市民団体の立ち上げ）

学習障害

- 具体的な統計データがない
- 発達障害（自閉スペクトラム症、ADHD、学習障害等）政策を推し進める基盤がない
- 当事者・家族によるインフォーマルのグループはあるが、組織化はされていない
（備考：ベトナムにおける市民団体の立ち上げ）

その他

- 事実上、言及されていない
- 一部欧米等で学んだ医師から専門ワードを聞く程度



出典：佐野



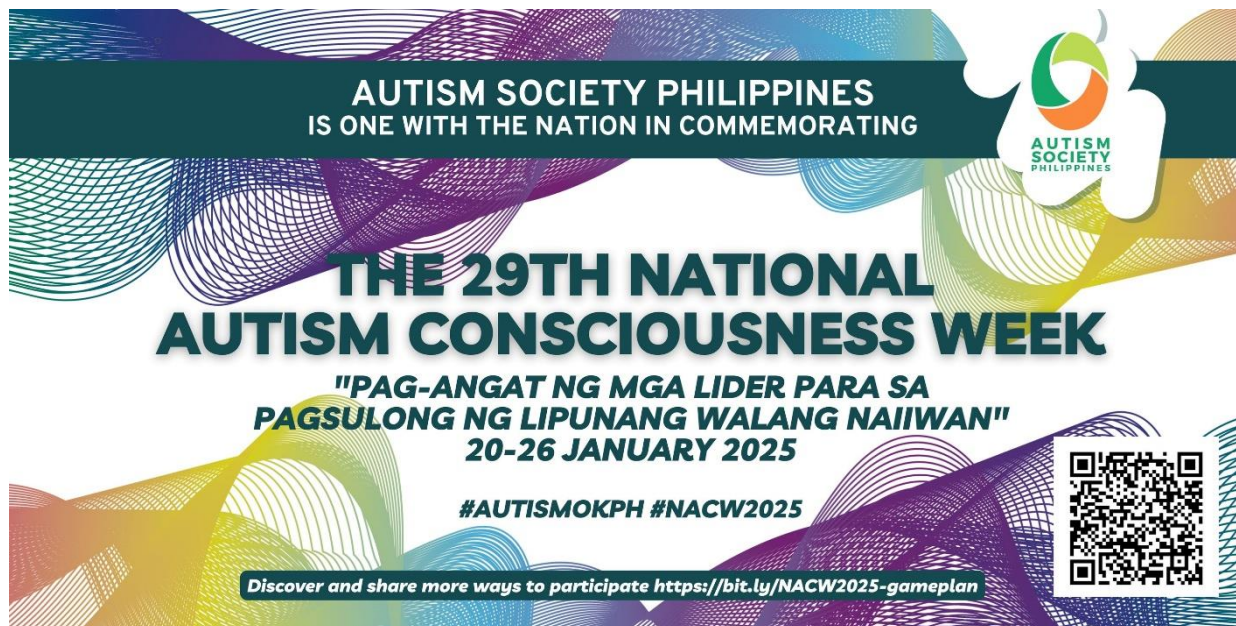
フィリピンの発達障害者政策・実践？





フィリピンの発達障害者政策・実践（１）

フィリピンならではの得意な「啓発」



自閉症意識週間（Autism Consciousness Week）

- ・ 1996年、大統領布告第711号（ラモス大統領）
- ・ 毎年1月第3週
- ・ 意識向上キャンペーン、セミナー等

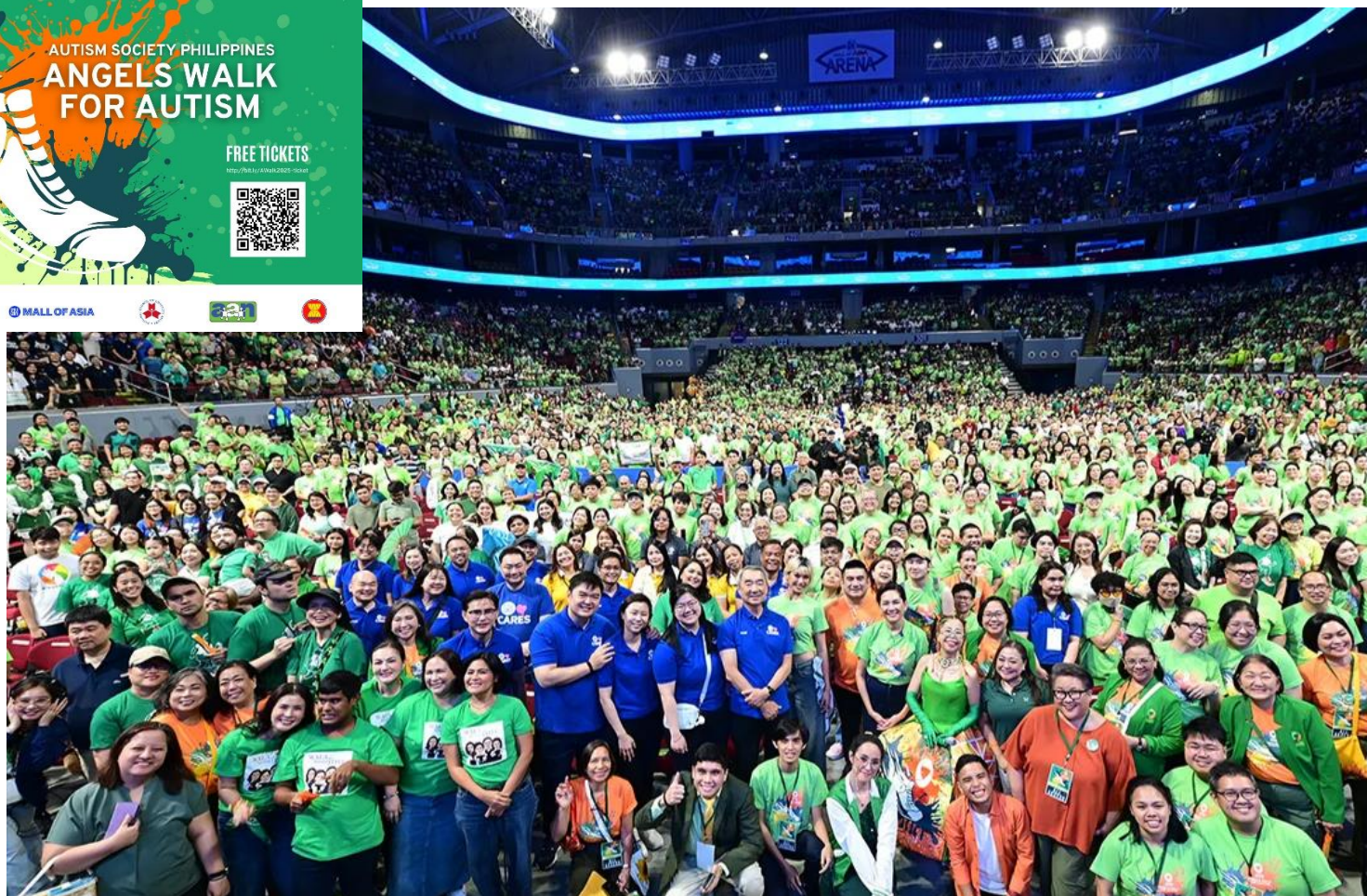
フィリピンらしく、啓発イベントは極めて多い
（自閉症当事者・家族・関連団体も増加）

出典：フィリピン自閉症協会（ASP）、フィリピン障害者問題評議会（NCDA）



フィリピンの発達障害者政策・実践（２）

インパクトのあるAngels Walk



4万人規模のイベントをフィリピン最大の財閥企業と連携して実施

出典：フィリピン自閉症協会（ASP）



フィリピンの発達障害者政策・実践（3）

自閉症ケア関連法案（複数）の動き

SENATE OF THE PHILIPPINES
20th Congress

Home About Senators Committees Secretariat Legislative Documents Publications GAD

20th Congress
Senate Bill No. 687
NATIONAL AUTISM CARE PLAN ACT
Filed on July 17, 2025 by Hontiveros, Risa

Overview | Committee Referral | Leg. History | All Information

Long title

AN ACT INSTITUTING A NATIONAL AUTISM CARE PLAN, ESTABLISHING A SUBCOMMITTEE ON AUTISM UNDER THE NATIONAL COUNCIL ON DISABILITY AFFAIRS, AND PROVIDING FUNDS THEREFOR

Download SBN-687 (as filed) 8/4/2025 403KB

Scope

National

Legislative status

Pending in the Committee (8/19/2025)

現在行われている第20議会で審議中
→第19議会で成立しなかった法案は失効
→改めて提出する必要あり

第20議会は、以下の3つの会期予定

→第1通常会期: 2025年7月28日～2026年6月5日
→第2通常会期: 2026年7月27日～2027年6月9日
→第3通常会期: 2027年7月26日～2028年6月7日

複数の類似法案が同時並行で提出

→それぞれに複数の主提案者や共同提案者あり

下院の方が上院よりも共同提案が多い

→50人以上の議員が関与したことも

（幅広い政党や地域の議員による協力が背景）

自閉症ケア関連法案に含まれているもの

→自閉症の定義

→公共サービスの従事者に対する教育や研修

→エビデンスに基づく研究

TWENTIETH CONGRESS OF THE
REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
First Regular Session

SENATE
S.B. No. 687

INTRODUCED BY SENATOR RISA HONTIVEROS

AN ACT
INSTITUTING A NATIONAL AUTISM CARE PLAN, ESTABLISHING A SUBCOMMITTEE ON AUTISM UNDER THE NATIONAL COUNCIL ON DISABILITY AFFAIRS, AND PROVIDING FUNDS THEREFOR

EXPLANATORY NOTE

Autism Spectrum Disorder (ASD) is a lifelong neurodevelopmental condition characterized by differences in social communication and interaction, as well as patterns of repetitive behaviors, restricted interests, or atypical sensory experiences. These traits typically emerge in early childhood and often become more noticeable as developmental demands increase.

Globally, ASD affects approximately 1 in 100 children, with an estimated 61.8 million individuals on the spectrum. It is one of the leading non-fatal health burdens among youth, underscoring the urgent need for early diagnosis, inclusive services, and sustained support. This highlights the importance of a national autism care plan that can respond to the needs of individuals with autism and their families throughout their lives.

出典：フィリピン議会（上院）



フィリピンの発達障害者政策・実践（４）

発達障害関連の政策

発達障害に関する法案

- ・ **複数の法案（自閉症関連）が審議中**
 - 第19議会では（下院で7本、上院で7本の法案あり）
- ・ フィリピン政府障害者問題評議会としてすべての法案をフォローしているわけではない

発達障害に関連する省庁

- ・ **社会福祉・開発省（DSWD）** が主管・監督省
- ・ DSWD傘下のフィリピン政府障害者問題評議会（NCDA）、全省庁との連絡・調整
 - NCDAのトップはDSWD出身
- ・ 保健省（DOH）や教育省（DOE）なども関連

発達障害に関する統計

- ・ **正確な統計はない**が、推定の統計はあり（自閉症者110万人等）
- ・ ニューロダイバーシティ（Neurodiversity、神経多様性）の考え方を注視
- ・ ワシントングループ基準を用いると、人口の12%に障害があると推定（種別不明）

政府として発達障害に関する分野で今後求めたい協力内容・分野

- ・ 地方自治体レベルの発達障害に関する取り組みの**モデル化（強化、格差解消）**
 - （例）地方自治体に設置されているユニットによる発達障害に関連した専門家育成・強化
 - （例）CRPD第26条ハビリテーションとリハビリテーション、第27条労働と雇用



フィリピンの発達障害者政策・実践（５）

発達障害関連の実践課題



- ・ コミュニティで発達障害を持つ子の親が学校へ子どもを送ろうとしない
→ 学校側も募集の情報を出す程度で、アウトリーチまではできていない
- ・ インクルーシブ教育指針は出されているが、レクリエーション活動など一部で障害のない学生が関与程度
→ 学校卒業後から職業人生への**橋渡しはできていない**
- ・ コミュニティで支援を受けるにも、**発達障害の専門性・理解のある人材が不足**
→ 少なくとも3ヶ月待ち
→ 学校教育の修了率が92%で、8%はすべて修了できずにいる点が課題
→ 代替教育プログラムの形で、25歳～50歳の方にも支援を求められている
- ・ 開かれた労働市場における**一般就労までは程遠い**
→ いわゆる福祉的就労の場づくりの動きも弱い（シェルタードワークショップ政策はある）



フィリピンの発達障害者政策・実践（6）

フィリピンADHD啓発週間



全国ADHD啓発週間（National ADHD Awareness Week）

- ・ 2003年、大統領布告第472号（アロヨ大統領）
- ・ 毎年10月第3週
- ・ 意識向上キャンペーン、セミナー等

全国規模のADHD啓発週間を政策として実施しているのはフィリピンのみ

学習障害に関する啓発週間？
→特に無し

出典：フィリピンADHD協会、フィリピン障害者問題評議会（NCDA）



フィリピンの発達障害者政策・実践（7）

フィリピンADHD協会による取組

ADHD協会について

- ・ 2000年に設立、**20年以上実践**
 - メンバーは150人ほど（若い人材のみ）、年会費500ペソ（約1,300円）
 - 学校や企業（例：SM）など団体メンバー有
- ・ 毎年10月第3週をADHD啓発週間として何とかイベントを実施
- ・ 推定でフィリピンで400万人以上のADHD当事者、人口の4%以上（公的數字は無し）

ADHDを持つ人の支援に必要な作業療法士（OT）

- ・ フィリピンで2,000人程度（日本では10万人以上） **※人口規模はほぼ同じ！**
- ・ 毎年100人程度が国家試験に合格
- ・ フィリピンでADHDを持つ人がOTの支援を受けるのに少なくとも3ヶ月以上は待つ

ADHD協会との連携関係

- ・ 一部上院議員（メンタルヘルス等に関心）とコミュニケーションあり
- ・ NCDAとは毎年セミナー実施



インドネシアの発達障害者政策・実践？





インドネシアの発達障害者政策・実践（１）

発達障害者政策の概要

発達障害に関する法律

- ・ 特に無し
 - ただし、インドネシア語で差別的なニュアンスを含んだ1997年「Penyandang Cacat（障害者）」法から、英語表記に準じた2016年「Penyandang Disabilitas（障害者）」法に変化

発達障害に関連する省庁

- ・ **社会省（MoSA）** が主管・監督省
- ・ MoSA傘下のインドネシア国家障害者委員会（KND）、全省庁との連絡・調整
 - KNDのトップは発達障害当事者
- ・ 保健省（MOH）や教育省（MOE）なども関連 ※インドネシアには40以上の省庁あり

発達障害に関する統計

- ・ 正確な統計はない
 - 島国ならではの難しさ
- ・ その一方で、2045年までに世界5位の経済規模になると表明
 - 厳格な統計データの提供を要件とする**OECD加盟**へ手続き開始

インドネシアの発達障害者政策・実践（2）

議員レベルでの発達障害者政策交流



インドネシアの国会議員3人が日本を訪問、
「発達障害に関する日本・インドネシア
円卓会議」を通じて日本の発達障害の支
援を考える議員連盟と意見交換



日本インドネシア国交樹立 65 周年記念
発達障害に関する日本・インドネシア円卓会議 提言
2023 年 3 月 8 日

発達障害の支援を考える議員連盟のメンバー、インドネシア国民議会からの来賓、日本およびインドネシア政府高官、その他のパートナーは、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）の支援を受けて開催された「発達障害に関する日本・インドネシア円卓会議」において、以下のことを提言します。

- 1) 発達障害分野におけるインドネシアと日本の立法府によるさらなるコミュニケーションを推進すること。
- 2) 各アセアン加盟国の立法府において、発達障害に関する活発な議論が行われること。
- 3) 日本発達障害ネットワーク（JDD net）の事例などを参考に、インドネシアにおける発達障害に関するパートナー間（当事者・家族団体、関係 NGO、学術機関など）のネットワーク作りを推進すること。
- 4) 上記の達成に向けた具体的なプロセスを明らかにすると共に、日本とアセアン加盟国における発達障害政策の策定、実践の広がり強化に向けて、互いに学び、協力すること。

以上

出典：ERIA発達障害研究、佐野

インドネシアの発達障害者政策・実践（３）

総括所見のポイント

項目	インクルーシブ教育
懸念事項	(a) インクルーシブ教育の実現に向けた努力が限定的であること。また特別支援学校や特別支援学級が普及していること。障害者によるあらゆるレベルの教育制度へのアクセスを保証する仕組みが欠如していること。 (b) インクルーシブ教育の質を向上させるため、利用しやすい学習教材、代替コミュニケーションや情報手段、点字や手話通訳、その他の専門サービスに関する教員研修が欠如していること。このことが特に地方や遠隔地において顕著であること。 (c) 当該児童やその親がハンセン病児・者であることを理由に学校から退学させられること。
勧告事項	(a) 具体的な目標とスケジュール、具体的な予算を定めたインクルーシブ教育戦略を策定し、国、州、市、および地区間で責任を調整し、すべての教育レベルを網羅すること。 (b) インクルーシブなデジタルアクセス、分かりやすい読みもの、点字、手話、コミュニケーション補助、支援・情報技術など、利用しやすい学習教材、代替コミュニケーションおよび情報手段の提供を促進し、地方や遠隔地を含め、手話と点字の教員研修を確保するために、すべての地域とすべての教育レベルに障害サービス部門を設立すること。 (c) 教育システムにおけるハンセン病の偏見や誤った情報に対処し、ハンセン病児・ハンセン病回復者を両親に持つ児童がインクルーシブ教育に参加できるような政策・戦略を立案すること。

出典：インドネシア初回審査の総括所見から抜粋（佐野翻訳）



インドネシアの発達障害者政策・実践（４）

政府として発達障害に関する分野で今後求めたい協力内容・分野

- ・発達障害者の雇用促進
 - 雇用率は、政府・公的部門で2%、民間部門で1%
 - 実際には程遠い
（参考）インドネシア雇用大臣の報告
 - 2021年時点で72の国有企業に1,271人、588の民間企業に4,554人の障がい者が雇用
 - 公的部門と民間部門の雇用者総数を把握する公式データが存在しない
 - 雇用枠が達成されているかどうかの判断は困難
- ・発達障害者の地域での暮らし
 - 高齢社会の到達（2045年頃、高齢人口が20%）を考慮
 - グループホームを経て地域で支えを得ながら1人または関係者と暮らすモデルの確立
- ・発達障害とハラスメント対応がインドネシア内で特に課題と認識
 - 拠点について、障害センター（31カ所）が適切か意見交換したい
- ・民間の窓口としてJDDネットに関心を表明
 - 経過や国会議員・政府・専門職団体とのつながりについて質疑が殺到
 - 現状として、ADHDや学習障害に関する団体は無し（一部インフォーマル集団あり）



インドネシアの発達障害者政策・実践（５）

インドネシア自閉症財団



- ・ **ジャカルタ首都圏**を中心にしたグループ
→ 島国、かつて複数の国から成り立っていた背景などから、全国展開が困難
- ・ 同財団代表は国立インドネシア大学心理学部教授
→ **自閉症者の馬介在活動**などに実践を広げようと展開中
- ・ 自閉症関連の団体が多数あり、全国団体としての機能は果たせていない
→ **政府への働きかけや対話などが課題**



インドネシアの発達障害者政策・実践（6）

LSPR大学



- ・大学として、自閉症者を中心とした職業訓練センターであるLSBAを運営
→**就労移行支援 & 就労継続支援B型事業所**に近い
- ・2025年、特別支援教育学部を設置
→特別支援教育学校に従事する教員を集め研修会を実施

インドネシアの発達障害者政策・実践（7）

Genki Koji Project



- ・ 4人の自閉スペクトラム症者がバリスタとして業務に従事
→現在、2名がインドネシア住友商事やインドネシア大林組などのカフェで労働
- ・ インドネシアの最低賃金である5,000,000ルピア
→約45,000円が給料の一つの目処
- ・ 今後、バリなどへ展開予定
- ・ 国内の発達障害関係団体が力を合わせて活動することに賛意

出典：Genki Koji Project、ERIA発達障害研究、佐野

まとめ？



まとめ

東南アジアを一括りにしない、
日本の事情ややり方を
押し付けない

発達障害と他障害の格差、
発達障害内の格差への
意識・理解

逆に東南アジアに学ぶ姿勢
(日本とは異なる展開、
背景、斬新さ等)

双方に学び続ける姿勢が唯一のアプローチ

ご清聴ありがとうございました。